

○財務省告示第百八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

1 平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

二万三百五十五トン

二 冷凍牛肉

三万七千五百三十七トン

2 平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

六千六百四十八トン

二 冷凍牛肉

九千二百二十二トン